

参考資料

浦安市私立保育所等保育士等宿舎借上げ支援事業費補助金交付要綱（平成28年告示第101号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（補助対象）</p> <p>第3条 省 略</p> <p>2 前項第1号の保育士又は看護師は、運営事業者に雇用された日から起算して<u>8年以内の者</u>（平成24年度以前から運営事業者が借り上げている宿舎に同居している者は除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 省 略</p> <p>3 省 略</p> <p>附 則 （施行期日等）</p> <p>1 省 略 （<u>令和4年度における補助対象経費の特例</u>）</p> <p>2 <u>令和元年度から引き続き令和3年度においてこの補助金の対象となった保育士又は看護師であって、令和4年度も引き続きこの補助金の対象となるものが、引き続き同じ宿舎に居住している場合の補助対象経費は、1戸当たり月額82,000円を限度とする。</u></p> <p>附 則 （<u>施行期日等</u>）</p> <p>1 <u>この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。</u> （<u>令和4年度における補助対象の特例</u>）</p> <p>2 <u>令和3年度からこの補助金の対象となった保育士又は看護師が、令和4年度も引き続き同じ宿舎に居住している場合には、第3条第2項中「8年」とあるのは、「9年」とする。</u></p> <p>3 <u>令和2年度から引き続き令和3年度においてこの補助金の対象となった保育士又は看護師が、令和4年度も引き続き同じ宿舎に居住している場合に</u></p>	<p>（補助対象）</p> <p>第3条 同 左</p> <p>2 前項第1号の保育士又は看護師は、運営事業者に雇用された日から起算して<u>9年以内の者</u>（平成24年度以前から運営事業者が借り上げている宿舎に同居している者は除く。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 同 左</p> <p>3 同 左</p> <p>附 則 （施行期日等）</p> <p>1 同 左 （<u>令和3年度における補助対象経費の特例</u>）</p> <p>2 <u>令和元年度から引き続き令和2年度においてこの補助金の対象となった保育士又は看護師であって、令和3年度も引き続きこの補助金の対象となるものが、引き続き同じ宿舎に居住している場合の補助対象経費は、1戸当たり月額82,000円を限度とする。</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

は、第3条第2項中「8年」とあるのは、「10年」とする。